障害を理由とする差別の解消の推進に関する石巻市職員の対応要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「障害者差別解消法」という。）第１０条第１項の規定により、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成２７年２月２４日閣議決定）に即して、職員（市長の補助機関である職員並びに地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第８９条に規定する議会並びに同法第１８０条の５に規定する委員会及び委員の補助機関である職員をいい、臨時職員及び非常勤職員を含む。以下同じ。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(1)　障害者　身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

　(2)　社会的障壁　障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

　（不当な差別的取扱いの禁止）

第３条　職員は、障害者差別解消法第７条第１項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害者に対して正当な理由（事務事業の目的の下に行われ、かつ、その目的に照らして適正な取扱いであることが客観的に判断できる理由をいう。以下同じ。）なく次に掲げる不当な差別的取扱い（障害を理由とする障害者でない者と異なる不当な差別的取扱いをいう。以下同じ。）をすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

　(1)　財・サービス及び各種機会の提供を拒否すること又はこれらの提供に当たって場所・時間帯等を制限すること。

　(2)　障害者でない者に対しては付さない条件を付けること。

　(3)　事務又は事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、付添者の同行を求め、又は特に支障がないにもかかわらず、付添者の同行を拒むこと。

　(4)　障害者の面前で、介助者又は付添者のみに話しかけ、又は話を聴くこと。

　(5)　対応の順番を後回しにすること。

　(6)　前各号に掲げるもののほか、不当な差別的取扱いをすること。

２　職員は、前項の規定によるほか、障害者に対し不当な差別的取扱いをしないよう、別に定める留意事項（以下「留意事項」という。）に留意しなければならない。

３　事務又は事業の所管課（以下「所管課」という。）は、障害者に対し、正当な理由により第１項各号の取扱いをするときは、当該正当な理由が障害者の権利利益、市の事務又は事業の目的に応じた理由であるかを判断の上、当該障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

　（合理的配慮の提供）

第４条　職員は、障害者差別解消法第７条第２項の規定に基づき、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（以下「意思の表明」という。）があった場合で、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、次に掲げる必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

　(1)　物理的環境への配慮

　(2)　意思疎通のための配慮

　(3)　ルール、慣行の柔軟な変更

　(4)　前３号に掲げるもののほか、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮

２　職員は、前項各号の合理的配慮の提供に当たり、留意事項の記載内容に留意しなければならない。

３　職員は、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白であるときは、障害者差別解消法の趣旨を考慮し、当該障害者に対する適切な配慮を行うための建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることとする。

４　第１項における過重な負担の判断については、具体的な検討をせずに過重な負担と解釈して障害者差別解消法の趣旨を損なうことのないよう、個別の事案ごとに、事務又は事業への影響（事務又は事業の目的、内容、機能を損なうか否か）、実現可能性（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）及び費用負担等の要素を考慮の上、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に行うことが必要であり、過重な負担と判断したときは、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めるとともに、代替措置の検討、選択による積極的対応に努めることとする。

５　市が実施する業務を事業者に委託する場合等においては、当該業務を受託する事業者が提供する合理的配慮の内容に大きな差異が生じ障害者が不利益を受けることのないよう、この要領を踏まえた合理的配慮を提供する旨の条件を盛り込むよう努めることとする。

　（相談体制の整備）

第５条　職員は、障害者及びその家族その他の関係者から、不当な差別的取扱い又は合理的配慮に関し、口頭、電話、面談等により相談又は苦情（以下「相談等」という。）があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める対応をするものとする。

　(1)　事務又は事業の所管課への相談等　内容を詳しく聴き取り、対応を検討して対処する。

　(2)　障害福祉課への所管課の職員対応に関する相談等　聴き取った相談等の要点を所管課に伝達し、対処を依頼する。

　(3)　人事課への障害者雇用に関する相談等　内容を詳しく聴き取り、所管課に伝達し、又は人事課において対処する。

２　職員は、障害者及びその家族その他の関係者から相談等があったときは、性別、年齢、障害の状態等に応じ、意思疎通ができる体制（手話、筆談、説明書の読み上げ等）での対応その他必要な配慮をしなければならない。

３　第１項各号の相談等があったときは、応対した職員は、障害者相談等記録票（別記様式）の記載区分に従い、必要な事項を聴き取り、記入の上、所属長に報告するものとする。

４　前項の報告を受けた所属長は、第７条第１項各号に規定する事項を実施し、同条第２項の対処又は同条第３項の措置の結果について、第１項第１号又は第２号に係る相談等は福祉部障害福祉課及び総務部人事課へ、同項第３号に係る相談等は総務部人事課へ、障害者相談等記録票により報告するものとする。

　（研修・啓発）

第６条　市は、職員に対し、障害の特性の理解を深めるとともに、障害を理由とする差別を解消するため、留意事項を踏まえた研修を行うものとする。

　（所属長の責務）

第７条　所属長は、障害を理由とする差別を解消するため、その所管する事務又は事業に関し、次に掲げる事項を実施しなければならない。

　(1)　日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、所属職員に対し注意を喚起し、その認識を深めさせること。

　(2)　障害者及びその家族その他の関係者から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談等があったときは、迅速に状況を確認すること。

　(3)　前号の状況確認の結果、不当な差別的取扱いの是正又は合理的配慮の提供が必要と認められるときは、所属職員に対して、迅速かつ適正な措置を講じるよう指導すること。

　(4)　第３条第３項の正当な理由に相当するか否かの判断及び説明の内容について、書面により保存しておくこと。

２　所属長は、所管する事務又は事業に関し、障害を理由とする差別に関する問題が生じたときは、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。

３　次条第１項の対応につき、障害者である所属職員から相談を受けたときは、その内容又は当該職員の状況に応じ、迅速かつ適正な措置をとらなければならない。

　（障害者の雇用に関する対応）

第８条　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年法律第１２３号）第３６条の２、第３６条の３及び第３６条の４の規定による措置は、同法第３６条の５第１項の規定により厚生労働大臣が定める均等な機会の確保等に関する指針に沿った対応とする。

２　人事課長は、前条第３項の規定により所属長が行う措置について、必要に応じ、指導又は助言をすることができる。

　（その他）

第９条　この要領に定めるもののほか、法令の趣旨に沿って施策を実現するために必要な事項は、各執行機関において定めることができるものとする。

　　　附　則

　この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。

別記様式（第５条関係）

報告日　　　　　　年　　月　　日

**障害者相談等記録票**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁 |  |  | 所管課長 | 同課長補佐 | ＧＬ | Ｇ |
|  |  |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 相談等の日時 | 　　　　　年　　　月　　　日（　）　　　　　　　　～ |
| 相談等の方法 | □来所　□電話　□ＦＡＸ　□電子メール　□その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 障害者・相談者 | 匿名希望 | □は　い　□いいえ | 性別 | * 男　□　女
 |
| 障害者氏名 |  | 回答の希望 | * 有　□　無
 |
| 障害者住所 |  |
| 相談者氏名 |  | 当事者との関係 |  |
| 相談者住所 |  |
| 連絡先（Tel･Fax･Mail） |  |
| 対応職員 | 所属 |  | 所属 |  |
| 職名 |  | 職名 |  |
| 氏名 |  | 氏名 |  |
| 相談・苦情・社会的障壁の除去を必要としている旨の内容及び理由 | 相談・苦情の別 | 　□相　談　　□苦　情　　□その他（　　　　　　　　　　　） |
| 【概　　　要】 |
|  |
| 【所管課へ伝達】 |
| 課等の対応方針 | 対応種別 | □差別的取扱いの解消　□合理的配慮　□その他（　　　　　　） |
| 【対応方針】 |
|  |
| 　　年　　月　　日 対応方針等の回答（回答先:□障害者・□相談者） |
| 対応結果 | 　□対応方針等について理解を得られた。　□対応方針等について理解を得られなかった。 |
|  |
| 備　　考 |  |

* 上記の対応結果を記入後、第５条第４項の規定により、本記録票の写しを提出願います。